

## ○ふじみ衛生組合個人情報保護条例

(令和5年3月1日)  
(条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保して個人情報を保護するとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障し、もって市民の基本的人権を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(ふじみ衛生組合の責務)

第3条 ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）は、個人情報の取得、保有及び利用をするに当たっては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の適正な取扱いに必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、その所管職員に対して、個人情報の適正な取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 管理者は、組織市である三鷹市及び調布市と協力を図り、個人情報の適正な取扱いに関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって、個人情報の取得、保有及び利用をするときは、個人情報の適正な取扱いの重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

(管理体制)

第5条 組合は、法第66条に規定する安全管理措置を講じるため、規則で定めるところにより、個人情報保護統括責任者、個人情報保護責任者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置く。

(個人情報ファイル簿の作成等に関する届出)

第6条 実施機関が個人情報ファイル簿を作成しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも、同様とする。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報ファイル簿に係る個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、管理者に対しその旨を届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 実施機関は、法第75条第2項第1号のうち法第74条第2項第9号に係る部分の規定に関わらず、保有する個人情報ファイルであって本人の数が政令で定める数に満たないものについても、個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

2 法第75条(同条第2項第1号のうち法第74条第2項第9号に係る部分を除く。)の規定は、前項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表する場合について準用する。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第8条 個人情報ファイル簿には、法第75条第1項に規定するもののほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示等の適正な請求)

第9条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとする者は、当該権利を濫用することなく、適正に請求を行わなければならない。

(開示請求等に対する決定)

第10条 実施機関は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があったときは、法に規定する期間内において、速やかに当該請求の決定をするよう努めなければならない。

2 実施機関は、法第82条第2項の場合において、開示をしないことと決定した保有個人情報が、期間の経過により不開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

(手数料等)

第11条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示において、当該保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付の方法により行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところにより、開示請求者の負担とする。

(苦情の申出)

第12条 法及びこの条例により実施機関が行った自己に係る個人情報の取扱いについて苦情がある者は、当該実施機関に対して、書面によりその申出をすることができる。

(意見聴取に関する審査会への諮問)

第13条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年ふじみ衛生組合条例第2号)第2条に規定するふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(事務の委託等)

第14条 実施機関は、個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託に関する契約書等に、委託された業務に係る個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を明記するとともに、当該業務の委託を受けた者に対して、個人情報の適正な取扱いを図るため、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 実施機関は、個人情報保護制度に係る運用状況について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(ふじみ衛生組合情報公開条例の一部改正)

第2条 (省略)